

## 令和3年度 事業報告

(自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)

### I 概況

○ 当国保組合は、昭和45年7月に京都府知事の認可を得て、府内13の母体団体により、公法人として設立され、一昨年度は組合創立50周年を迎え、母体組合を核として同種同業の連帯意識と相互共済の精神に基づき、医療保険制度の発展に貢献をして参りました。

○ しかしながら、本格的な少子高齢化や生産年齢人口の減少が進む中で、国保制度を取り巻く環境は更に厳しさを増しています。また、高額薬剤の保険適用、疾病構造の変化及び医療技術の高度化等により医療費の増嵩が著しく、当国保組合では、積立金等を取り崩す等をして、単年度赤字を補填しながら円滑な組合運営に努めて参りましたが、依然として組合財政は厳しい状況が続いています。一方、被保険者数の減少や国庫補助金の減額等も年々大きくなってきていることが、収入財源の低下に拍車をかけており、医療費の増大とともに、組合財政の赤字に大きな影響を及ぼしているといえます。

こうした状況を踏まえ、組合員等の方々にはコロナ禍等で生活そのものが大変厳しい中、令和4年度から保険料の引上げをさせていただきましたが、将来に亘って組合財政を中長期的に安定させるためには、引き続き、より良い対策等を検討し、計画的に実践していくことが今後の大きな課題であるといえます。

○ 当国保組合におきましては、国からの要請に基づき、令和3年度も昨年度に引き続きまして、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る保険料の減免を行いました。令和3年度の減免申請者(対象者)は昨年度より減少いたしました。当国保組合における令和3年度の保険料減免総額は、約1,400万円強で、対象組合員に対しまして保険料減免を実施いたしました。

○ また、国からは組合員の資格の適用適正化並びにコンプライアンス(法令遵守)が強く求められています。令和3年度には、被保険者証の更新時期と併せて、組合員の資格調査(回収率97.81%)を実施し、組合員各位のご協力のもと無事終了いたしました。今後におきましても、資格の適正化につきましてご理解、ご協力をいただきますようお願いいたします。

○ 国におきましては、健康寿命の延伸と年々増加する医療費の削減を目指し、国民の疾病予防と健康づくりへの保険者に対する取り組みとして、具体的な目標指標を掲げています。その取り組みの一環として、国保組合の保険者インセンティブ制度が平成30年度から始まっておりませんが、内容としては、特定健康診査・特定保健指導の受診率、がん検診受診率、歯周疾患



対策の健診実施状況、後発医薬品の使用促進、第三者行為求償事務への取り組み、健康・体力づくり事業に係る取り組み等が得点により評価されています。当国保組合では、組合員とご家族の健康の保持増進と国庫補助金の増額を目指し、保健事業等の取り組みを強化して参りましたが、今後も、組合員等の方々が高齢になられても、健康でより元気な生活をお送りいただけるよう取り組みますので、組合が実施いたします保健事業等への積極的なご参加をお願いいたします。

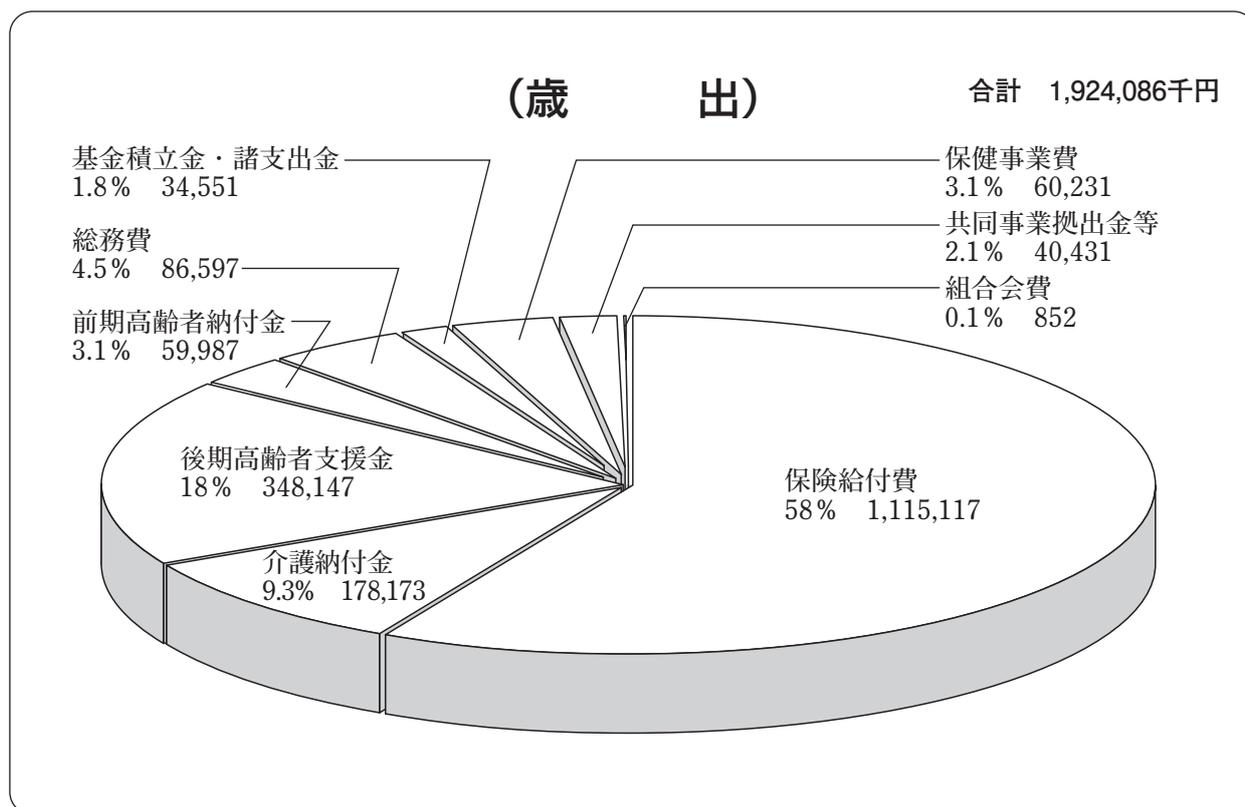
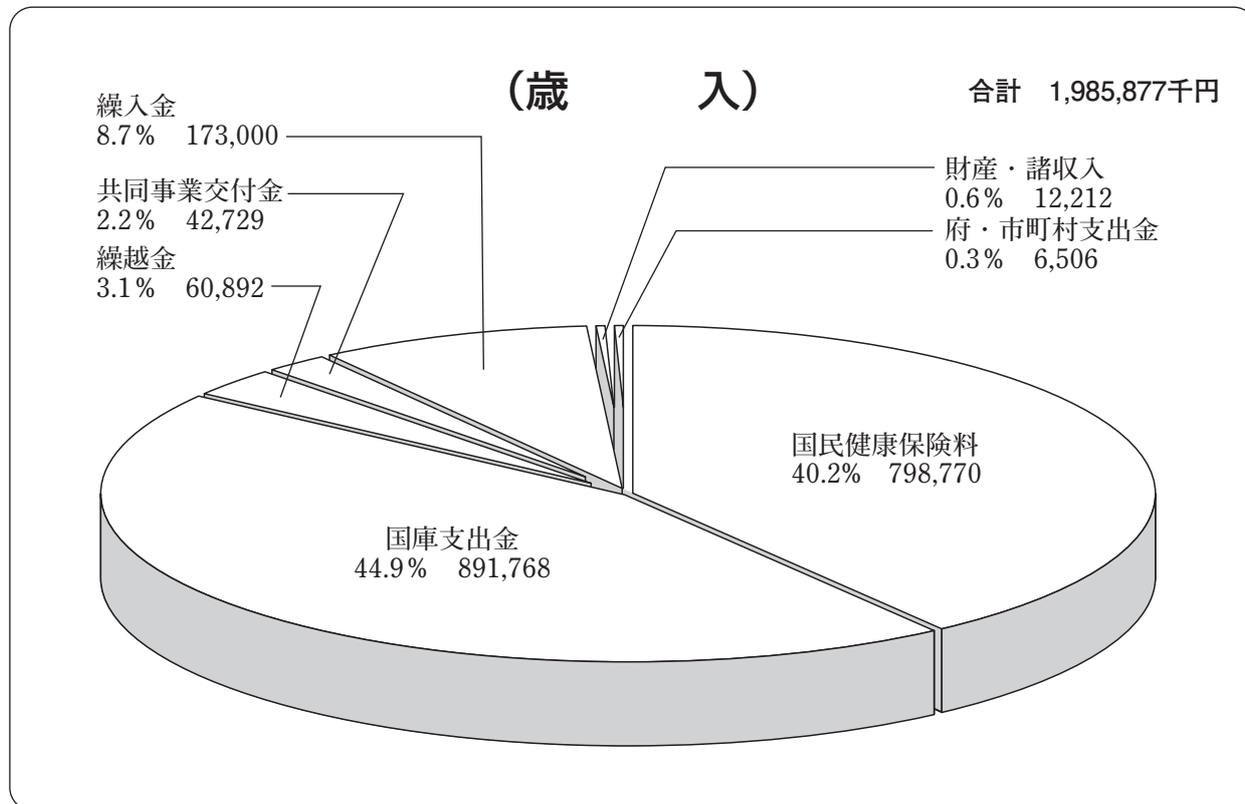
- 令和3年度の決算等の概要は、以下のとおりとなりました。
- 令和3年度の実質収支については、経常収入17億4,978万円から経常支出19億2,349万円を差し引いた▲1億7,371万円の赤字決算となりました。組合全体の決算収支は、経常外収入(財産収入、繰入金、繰越金)2億3,610万円を足した19億8,588万円から支出額19億2,409万円を差し引いた6,179万円になりました。
- 歳入の内容としては、保険料収入が7億9,877万円(令和2年度比較▲355万円減)になりました。これは、新型コロナウイルス感染症に係る保険料減免及び被保険者数の減少によるものです。国庫支出金は8億9,177万円(前年度比較+4,862万円増)で前年度より大きく増加しました。増加の要因は、医療費の増加による療養給付費に対する補助金等が増加したことによるものです。また、共同事業交付金は4,273万円(前年度比較▲122万円微減)となりましたが、入院医療費が非常に高かった前年度並みに令和3年度も高額医療費が引き続いて高かったことが微減の要因です。
- 歳出の内容としては、保険給付費が11億1,512万円(前年度比較+9,282万円増)、高齢者医療制度等への負担金(後期高齢者支援金、前期高齢者納付金及び介護納付金等)は、5億8,631万円(前年度比較+1,514万円増)、事務費(組合会費、総務費及び諸支出金)は、1億2,140万円(前年度比較▲1,629万円減)、保健事業は、新型コロナウイルス感染症による影響で健診受診者の減少により前年度と比較して、▲1,454万円減となりました。
- 令和3年度の医療費については、対前年度比で、入院+12.3%、通院+5.0%、歯科+3.0%、調剤+1.9%となり、医療費合計で+6.5%、被保険者1人当たりでは+9.7%と1割近い大幅な増額となりました。特に、入院1人当たりの医療費が+15.7%と著しい伸び率となっていることや高額薬剤の保険適用が進んでいることなどから通院等においても+8.2%と大きく増加していることなどから、今後の医療費の動向には注視していく必要があります。
- このような状況となっておりますが、組合方式による効果的な事業運営と長年培った自主的な運営努力により、将来を見据えた財政基盤の安定化に向けて役職員一同取り組んで参りますので、組合員の皆様方には、ご理解、ご支援をいただきますようお願いいたします。

## ■ 令和3年度末 財産目録

名 称	金 額	名 称	金 額		
特別積立金	143,000千円	財政調整積立金	200,600千円		
支払準備積立金	124,000千円	国保組合事務所整備・IT化対応積立金	100,000千円		
職員退職積立金	109,000千円	保健事業積立金	101,000千円	積立金計	777,600千円

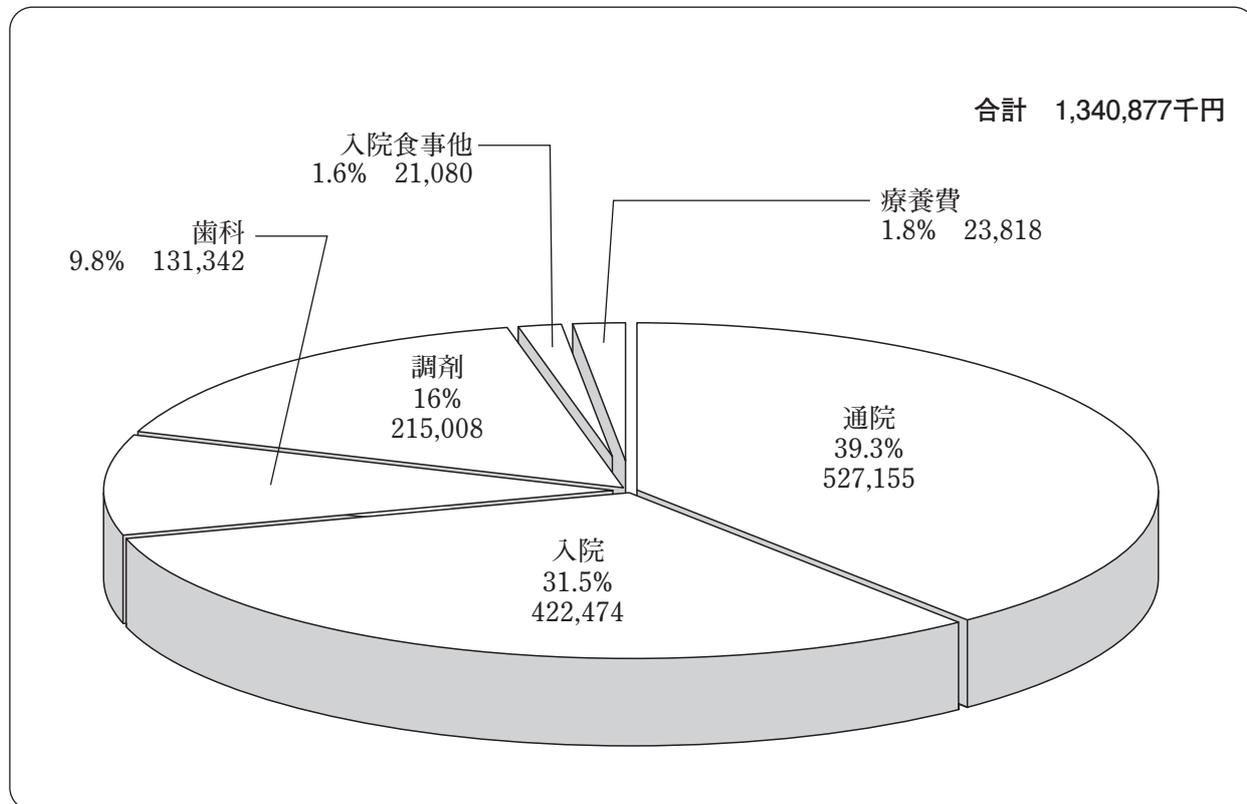
### 令和3年度歳入歳出決算構成グラフ

単位：千円



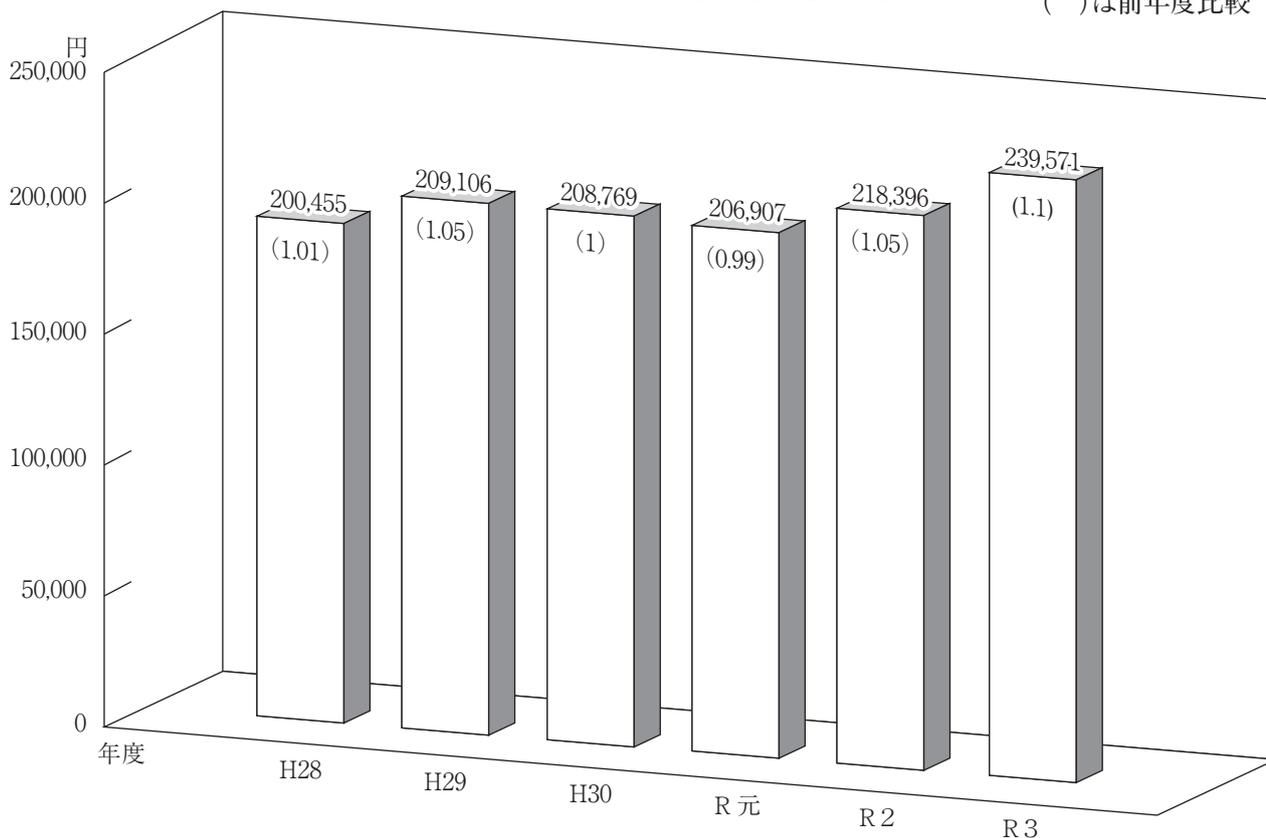
### 令和3年度医療費の構成割合

単位：千円



### 1人当年間医療費の動向

単位：円  
( )は前年度比較





## 組合員資格の適用の適正化について



### 職別国保に加入できる人

- 現在、建設業に従事しておられる人、及びそのご家族
- 規約に定める母体組合に所属されている人
- 住民票が規約に定める地区内\*（地域）にある人
- ④ ただし、新規の法人事業所の事業主や従業員は新規加入することはできません。

#### ※地区（地域）

●京都府：府内全市町村 ●滋賀県：大津市、近江八幡市、草津市、守山市、栗東市、野洲市の区域のうち旧野洲町の区域、湖南市、甲賀市の区域のうち旧甲南町の区域、高島市の区域のうち旧高島町の区域、東近江市の区域のうち旧八日市市、旧五個荘町及び旧能登川町の区域 ●大阪府：大阪市、豊中市、池田市、吹田市、高槻市、枚方市、茨木市、交野市、寝屋川市、堺市、東大阪市 ●兵庫県：神戸市、西宮市、伊丹市、宝塚市、豊岡市、芦屋市、丹波市の区域のうち旧市島町及び氷上町の区域 ●奈良県：奈良市の区域のうち旧奈良市の区域、天理市、桜井市 ●三重県：伊賀市



### 健保適用除外承認申請の手続きはお済みですか

- 個人事業所から株式・有限会社等の法人事業所に事業形態を変更したとき
- 個人事業所で従業員を5人以上雇用する事実に至ったとき
- 法人事業所において、従業員を雇い入れたとき
- ◇ 上記に該当した場合、法律で社会保険（健康保険、厚生年金保険）が強制適用されます。ただし、年金事務所に健保適用除外承認申請を行い、承認を受けていただくことにより、健康保険は職別国保の被保険者として残ることができます。
- ④ 厚労省の通達により、やむを得ない場合を除き、事実の発生から14日以内に手続きをするように義務付けられていますので、ご協力をお願いします。



### 職別国保の組合員資格に適用しなくなったとき

- 転廃業等により、建設業に従事しなくなったとき
- 所属の母体組合を脱退したとき
- 社会保険の強制適用の事実が発生したにもかかわらず、健保適用除外承認申請（原則、14日以内）を怠ったとき
- ◇ 上記に該当した場合、速やかに、支部事務局に申し出て、職別国保の脱退手続きを行い、他の健康保険等への切り替えをお願いします。

---

## 届出書や申請書にはマイナンバー（個人番号）の記載が必要です

---

平成28年1月からマイナンバーの利用開始に伴い、届出書や申請書には12桁のマイナンバーの記載が必要になりました。また、届出書などを提出する際には、各届出に必要な添付書類に加え「マイナンバー確認書類（個人番号通知カードの写し等）」と「組合員の本人確認書類（運転免許証の写し等）」の添付も必要です。

# ● 保険給付の種類 ● (こんなときにも支給が受けられます)

保険給付の申請手続きには以下の種類があります。

こんなとき		必要なもの	
療 養 費	緊急その他やむを得ない理由で 保険診療を受けられなかったとき	療 養 費 支 給 申 請 書 (様式14号)	・診療内容領収明細書
	治療用装具（コルセットなど）を 着けたとき		・医師の意見書 ・装着証明書 ・領収明細書 ※靴型装具の場合は、現物写真 を含む
	はり、きゅう、マッサージなどを 受けたとき		・医師の同意書 ・療養費領収明細書 (様式19号) ※費用の全額を窓口で支払った 場合
海 外 療 養 費	海外で医療機関にかかったとき		・療養費支給申請書（様式14号） ・診療内容明細書 ・領収明細書
移 送 費	歩行不能または困難な人が 入・転院のために車両などを 使ったとき	医師が必要と 認めるとき	・療養（移送）費支給申請書（様式14号） ・医師の意見書 ・領収明細書
高 額 療 養 費	医療機関などで支払う一部負担金が一定額を 超えたとき・超えると思われるとき		・高額療養費支給申請書（様式11号） ・領収明細書 ・限度額適用認定申請書（様式31号） (・世帯全員の所得を証明する書類)
出 産 育 児 一 時 金	被保険者が出産し、直接支払制度を利用 しなかったとき、または、直接支払制度を 利用したあと差額支給があるとき		・出産育児一時金支給申請書（様式20号） ・母子手帳または出産証明書 ・出産に係る領収明細書 ・直接支払制度を利用しない合意文書
葬 祭 費	被保険者が死亡したとき		・葬祭費支給申請書（様式13号） ・死亡診断書または除籍抄本 ・会葬礼状または葬儀の領収書（葬儀を行った方と 亡くなった方の氏名が記載されていること） ・葬儀を行った方が当組合の被保険者でない場合 は、住民票等死亡者との続柄がわかる書類 ※申請者は葬儀を行った方となります。

各申請は、原則所属支部を通してお手続きをお願いいたします。  
(各申請書は当組合のホームページよりダウンロードできます。)